

臨時国会召集に関する申し入れ

去る六月二十二日、日本国憲法第五十三条に基づき、衆議院議員百二十名の連名により、内閣総理大臣安倍晋三君に対し、速やかに臨時国会を召集するよう求めたところであるが、安倍内閣は要求に応じない姿勢を示している。これは明確な憲法違反であり、国会として断じて容認できるものではない。大島理森議長におかれては、国権の最高機関の長として、安倍内閣が日本国憲法を遵守し、速やかに臨時国会の召集を決定するよう、取り計らい願いたい。

平成二十九年六月二十九日

民進党幹事長

野田佳彦

日本共産党委員長

志位和夫

自由党代表

小沢一郎

社会民主党国会対策委員長

照屋寛徳

衆議院議長 大島 理森 殿